

第 5 2 号議案

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

別表中「1 5 0 円」を「1 8 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市の指定する処理施設へ搬入された家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物を市の指定する処理施設へ搬入するときに係る手数料を次のとおり改定すること。

現 行	改正後
10キログラムにつき 150円	10キログラムにつき 180円

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成30年6月1日から施行すること。